**※施設基準届け出に関する留意事項**

１、届出に係る診療報酬の算定は、各月の末日までに審査を終えて受理された場合は、翌月の１日からになる。

２、６月１日から算定を行うためには、５月２日から６月３日（必着）までに、地方厚生（支）局長に提出が必要となる。

３、基本診療料の施設基準は、特に規定する場合を除き、届け出１か月の実績が必要となる。

４、届け出た医療機関は、療養担当規則などの規則に基づき、院内の見やすい場所に届け出内容を掲示する。また、自ら管理する

ウェブサイトを有する保険医療機関は、ウェブサイトに届け出内容を掲載する。

５、届け出が受理された後に届け出の内容と異なった事情が生じた場合は、保険医療機関の解説者は、届け出の内容と異なった事

情の生じた日の属する月の翌月に速やかに変更の届け出を行う。

６、施設基準の要件を満たさなくなった場合または当該施設基準の届け出区分が変更となった場合は、届け出た保険医療機関の責

任において施設基準の辞退届け出を各地方厚生（支）局に届け出る。なお、辞退届を提出せず、施設基準の要件を満たさない

ままに当該点数を算定した場合、算定した診療報酬の返還を求められる。

７、修了証の写しなどの文書について、届け出書添付書類の記載欄に修了した研修の記載があれば、添付は原則として不要である。

ただし、届け出書添付書類に記載できない場合、または個別に修了証の写しが求められる場合は、修了証の写しを添付する。

８、届け出た保険医療機関は、これまで毎年７月１日現在で届け出書の記載事項について報告することになっていたが、2024年６

月１日に主な今次改定が施行される関係で、毎年８月１日現在で報告することになった。

９、初診料（歯科）の注１に掲げる基準（歯初診）の施設基準において、常勤歯科医師が院内感染防止対策の研修を受講すること

が、届け出に必要である。しかし、職員に対する院内感染防止対策の研修は、届け出後に実施してもよい。職員研修を実施し

た後に、あらためて届け出る必要はなく、毎年８月１日現在で地方厚生（支）局長へ報告する。

10、施設基準の名称が変更され、2024年３月31日現在、当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たな届け出の必要でな

いもの。ただし、院内掲示の施設基準名称は変更が必要となる。

・医療情報・システム基盤整備体制充実加算　→　・医療情報取得加算

11、2024年５月31日をもって廃止される施設基準

・歯科外来診療環境体制加算１・歯科外来診療環境体制加算２

・かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（か強診）

12、施設基準の廃止・新設により、2024年３月31日時点で歯科外来診療環境体制加算１・２、かかりつけ歯科医機能強化型歯科

診療所の施設基準の既届け出医療機関については、2025年５月31日まで当該点数を算定することができる。なお、2025年６

月１日以降も引き続き当該点数を算定するためには2025年５月末までに改めて届け出が必要となる。

・歯科外来診療環境体制加算１　　　　　　→→→→　　　歯科外来診療医療安全対策加算１・歯科外来診療感染対策加算１

・歯科外来診療環境体制加算２　　　　　　→→→→　　　歯科外来診療医療安全対策加算２・歯科外来診療感染対策加算３

・かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所　→→→→　　　小児口腔機能管理料の注３に規定する口腔管理体制強化加算

|  |  |
| --- | --- |
| **新設又は改正された主な設基準** | **提出期限（6/1から算定する場合）（必着）** |
| 医療DX推進体制整備加算（歯科初診料の注15）・電子処方箋により処方箋を発行できる体制については、令和７年３月31日まで満たしているものとする。・国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制については、令和７年９月30日までは満たしているものとする。・マイナ保険証の利用率については、令和６年10月から適用する。なお利用率の割合については、別途示す予定。院内掲示については、９月30日までの間に限り、掲示を行っているものとみなす。・ウェブサイトに掲載していることについて、令和７年５月31日までの間に限り、施設基準を満たしているものとみなす。 | 6/1に出した場合、左記期日までに基準を満たさない場合は、辞退届をだす。 |
| 医療情報取得加算 | 不要 |
| 歯科外来診療医療安全対策加算1 | 令和７年５月末日 |
| 歯科外来診療感染対策加算1 | 令和７年５月末日 |
| 歯科外来診療感染対策加算2 | 6/3に出した場合、令和７年５月末日までに基準を満たさない場合は、辞退届をだす。 |
| 小児口腔機能管理料の注３に規定する口腔管理体制強化加算 | 令和７年５月末日 |
| 情報通信機器を用いた歯科診療に係る施設基準（歯科初診料の注16、歯科再診料の注12） | 6/3（月） |
| 歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療ＤＸ情報活用加算・電子処方箋により処方箋を発行できる体制については、令和７年３月31日まで満たしているものとする。・国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制については、令和７年９月30日までは満たしているものとする。・マイナ保険証の利用率については、令和６年10月から適用する。なお利用率の割合については、別途示す予定。院内掲示については、９月30日までの間に限り、掲示を行っているものとみなす。・ウェブサイトに掲載していることについて、令和７年５月31日までの間に限り、施設基準を満たしているものとみなす。 | 6/3に出した場合、左記期日までに基準を満たさない場合は、辞退届をだす。 |
| 歯科疾患在宅療養管理料の注７、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注８及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注８に規定する在宅歯科医療情報連携加算 | 6/3（月） |
| 在宅療養支援歯科診療所１・在宅療養支援歯科診療所２（施設基準を満たしていたら届け出不要） | 不要 |
| 外来後発医薬品使用体制加算（施設基準を満たしていたら届け出不要） | 不要 |
| 歯科技工士連携加算１、歯科技工士連携加算２、光学印象歯科技工士連携加算 | 6/3（月） |
| 小児口腔機能管理料の注５、口腔機能管理料の注５および歯科特定疾患療養管理料の注５（情報通信機器を用いた歯科診療）（歯科初診料の注16及び歯科再診料の注12に規定する施設基準の届け出を行っていれば、上記施設基準の届け出は不要。） | 不要 |
| 歯科遠隔連携診療料（施設基準を満たしていたら届け出不要） | 不要 |
| 光学印象 | 6/3（月） |
| 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） | 6/3（月） |
| 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） | 6/3（月） |